



# 熊本県公報

第 1 2 6 0 9 号

平成 29 年 4 月 4 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 種畜証明書を書換交付に伴う通報…………… (畜産課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 道路の区域変更…………… ( // ) 2
- 道路の供用開始…………… ( // ) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定… (障がい支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の更新… ( // ) 3

### 公 告

- 熊本県道路賠償責任保険契約に係る一般競争入札の実施…………… (道路保全課) 4
- 基本測量の終了…………… (監理課) 6
- 基本測量の終了…………… ( // ) 6
- 基本測量の終了…………… ( // ) 6
- 基本測量の終了…………… ( // ) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 肥料登録有効期間の更新…………… (農業技術課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 8
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… ( // ) 8

### 登 載 依 頼

- 実習船「熊本丸」代船建造工事に係る一般競争入札の参加資格等…………… (高校教育課) 9
- 実習船「熊本丸」代船建造工事に係る一般競争入札の実施…………… ( // ) 9

## 告 示

### 熊本県告示第 4 2 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ひまわりサポートセンターそらいろ 荒尾市平山 2 2 4 8 - 2 0	株式会社ひまわり介護サービス 福岡県大川市大字津 1 2 - 1 ひまわりビル 庄島 隆博	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成 29 年 4 月 1 日

### 熊本県告示第 4 2 7 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11392794836	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県合志市栄 3 8 0 1 熊本県農業研究センター	熊本県玉名市横島町共栄 3 7 独立行政法人家畜改良センター熊本牧場
11445075455	種畜の名前の変更	晴国桜	栄之郷 1 2 乃 9
11374135664	種畜の名前の変更	百合福安	晴茂
11373838573	種畜の名前の変更	勝忠美	真太郎 3

**熊本県告示第 4 2 8 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 4 月 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小池竜田線	上益城郡益城町大字島田字本開 1 4 2 番 1 地先から 上益城郡益城町大字島田字中洲 1 9 2 0 番 1 地先まで	前	11.4 ～ 36.0	320.2	橋梁災害復旧に伴う仮橋及び迂回路設置
			後	11.4 ～ 36.0		
				9.0 ～ 50.3	320.2	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 4 月 4 日

**熊本県告示第 4 2 9 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 4 月 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町大字惣領字中檜先 1 4 3 番 1 地先から 上益城郡益城町大字砥川字中洲 7 2 1 番 4 地先まで	前	10.8 ～ 27.2	164.5	橋梁災害復旧に伴う仮橋及び迂回路設置
			後	10.8 ～ 27.2		
				9.0 ～ 40.5	164.5	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 4 月 4 日

**熊本県告示第 4 3 0 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 4 月 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全

課において一般の縦覧に供する。  
平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宮原五木線	球磨郡五木村大字乙字高野 6 6 5 番 2 9 地先から 球磨郡五木村大字乙字高野鶴 4 3 9 番 8 地先まで	前	21.3 ～ 36.8	224.8	付替村道の道路区域からの除外
			後	9.7 ～ 33.5		

2 区域を変更する期日 平成 29 年 4 月 4 日

熊本県告示第 4 3 1 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 4 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂梨線	阿蘇市大字山田小字鷲の石 1 6 1 6 番 1 地先から 同所 1 6 4 1 番地先まで	173.1	単道改

2 供用を開始する期日 平成 29 年 4 月 4 日

熊本県告示第 4 3 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
東洋調剤薬局氷川店 八代郡氷川町鹿島 7 7 6 番地 3	平成 29 年 4 月 1 日
株式会社高階誠心堂薬局たらぎ店 球磨郡多良木町多良木 2 6 6	平成 29 年 4 月 1 日

熊本県告示第 4 3 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公示する。

平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
訪問看護ステーションきらら 八代郡氷川町鹿野 1 3 0 1 番地 2	平成 29 年 4 月 1 日

## 公 告

## 熊本県公告第182号

次のおり一般競争入札に付する。

平成29年4月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約事項の名称

熊本県道路賠償責任保険契約

## (2) 契約内容

熊本県が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項の道路総延長（3,598,637メートル）（有料道路を除く。）及び熊本県が管理する港湾法に定める臨港道路総延長（62,098メートル）の道路賠償責任保険契約

## (3) 契約期間

平成29年6月1日午後4時から平成30年6月1日午後4時まで

## 2 入札に関する事務を担当する部局の名称等

熊本県土木部道路都市局道路保全課管理班

郵便番号 862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2495

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条の損害保険業免許を受けている者であること。

(3) 熊本市内に本店又は支店を置く者であること。

(4) 県税を完納している者であること。

(5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

## 4 入札参加のための確認申請

## (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書（別記様式3、別記様式3-1）

イ 誓約書

## (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

## (3) 提出期間

この公告の日から平成29年4月18日（火）までの午前8時30分から午後5時まで

## (4) 提出場所

2の入札に関する事務を担当する部局（以下「入札担当部局」という。）

## (5) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

## 5 入札手続等

## (1) 入札仕様に対する質問の受付期間

2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成29年4月18日（火）午後5時まで受け付ける。

## (2) 仕様書の閲覧及び入札書等の様式、入札説明書の取得

2に掲げる入札担当部局においてこの公告の日から平成29年4月18日（火）午後5時まで行う。

## (3) 入札説明会

ア 日時 平成29年4月7日（金）午前10時から

イ 場所 熊本県庁本館11階土木部会議室

## (4) 入札の方法

ア 日時 平成29年4月24日（月）午前11時

イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館11階土木部会議室

## ウ 入札方法

この入札は、紙入札とする。

## エ 入札書の提出方法

入札書（別記様式1）（代理人が入札するとき、入札書及び委任状（別記様式2））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年4月21日（金）（必着）までに2に掲げる入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に

「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「委託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「委託業務の名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書（別記様式 1-2）を入れること。

(5) 入札金額  
入札金額は、契約期間内の保険料総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額をもって落札金額とするので、見積もった契約希望金額により入札すること。

(6) 開札の方法及び日時等  
開札は、(4)アの日時に行う。

(7) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2 回までとする。  
1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、ただちに再入札を行うものとする。

(8) 入札の無効  
次の項目のいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）第 8 条各号のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

(9) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(10) 落札者の決定方法  
開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじを実施し、落札者を決定する。

(11) 入札保証金  
ア 入札者は、入札書の提出期限までに、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付することとするが、納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(ア) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

(イ) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関（銀行を除く。）の保証

イ アの規定にかかわらず、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

ウ (11)イに掲げる入札保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次の（ア）から（エ）までにより提出すること。

(ア) 提出期限 平成 29 年 4 月 18 日（火）午後 5 時

(イ) 提出場所 2 に掲げる入札担当部局

(ウ) 提出方法 持参に限る。

(エ) 提出様式 別記様式 4

エ 入札保証金の還付  
(ア) 落札者に係る入札保証金又はこれに代わる担保は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、道路保全課において必要と認めるときは、契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充当することができる。

(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、一般競争入札終了後速やかに還付するものとする。

オ 落札者が 6(3)に掲げる期限までに、契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、熊本県に帰属する。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
要

(2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

- ア 納付期限 (3) に掲げる期限
- イ 納付場所 2 に掲げる入札担当部局

7 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設定しない。
- (3) 入札説明書及び熊本県道路賠償責任保険契約仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得の規定を準用する。

熊本県公告第 183 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）	平成 28 年 10 月 28 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	阿蘇市、南阿蘇村、大津町

熊本県公告第 184 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子基準点現地調査）	平成 28 年 11 月 11 日から 平成 29 年 2 月 28 日まで	熊本市、八代市、上天草市、天草市、上益城郡山都町、葦北郡芦北町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡球磨村、天草郡苓北町

熊本県公告第 185 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 29 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（オルソ作成）	平成 28 年 12 月 9 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	熊本市、菊池市、合志市、宇土市、宇城市、阿蘇市、氷川町、美里町、甲佐町、御船町、益城町、嘉島町、菊陽町、大津町、山都町、高森町、南阿蘇村、産山村、西原村

**熊本県公告第 1 8 6 号**

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 2 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基本重力測量）	平成 2 8 年 7 月 1 9 日から 平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで	熊本市、人吉市、上益城郡益城町

**熊本県公告第 1 8 7 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 2 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字正傳寺 1 6 9 8 番 3、同 1 7 0 5 番 1、同 1 7 0 6 番、同 1 7 0 7 番、同 1 7 1 5 番 1、同 1 7 2 5 番 1、同 1 7 2 5 番 2、同 1 7 2 5 番 3、同 1 7 2 6 番、同 1 7 2 7 番 1、同 1 7 3 1 番 3、同字加勢ノ上 1 9 0 8 番 2、同 1 9 0 9 番 1、同 1 9 1 0 番 1、同 1 9 1 0 番 2、同 1 9 2 2 番 3、同 1 9 2 2 番 4 及び里道の一部  
2 5、2 7 8、8 5 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
南阿蘇村

**熊本県公告第 1 8 8 号**

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 4 2 2 号	混合有機質肥料	NK-MX	窒素全量：3.0 りん酸全量：3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子 3 1 2 番地 4	平成 3 5 年 5 月 1 4 日
熊本県肥第 1 4 2 3 号	混合有機質肥料	NK-MNP	窒素全量：2.0 りん酸全量：4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社生科研 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子 3 1 2 番地 4	平成 3 5 年 5 月 1 4 日

**熊本県公告第 1 8 9 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 4 月 4 日から同月 1 7 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
三宅 弘之	八代市千丁町太牟田	八代市千丁町太牟田字蒲原 1 2 3 5 番

濱田 美代子	八代市鏡町内田	八代市鏡町鏡村字池口 2 2 3 番 2 ほか 2 筆
稲津 秀憲	八代市鏡町内田	八代市鏡町内田字水分 2 3 2 番ほか 8 筆
上村 一郎	八代市鏡町宝出	八代市鏡町内田字壺番割 1 1 4 3 番 1 ほか 1 筆
株式会社タナカ農産	八代市千丁町太牟田	八代市鏡町中島字西無田 1 1 6 0 番 1 ほか 6 筆
松尾 弘信	八代市鏡町塩浜	八代市鏡町塩浜字参番割 1 4 7 番 2 ほか 2 筆
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字大井手東割 9 8 番 1 ほか 7 筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町太牟田字甘竹 1 6 6 番 3
松村 陽二	八代市鏡町塩浜	八代市鏡町塩浜字壺番割 3 0 番 3 ほか 1 筆
松尾 弘信	八代市鏡町塩浜	八代市鏡町塩浜字壺番割 3 0 番 3 ほか 1 筆

2 申請年月日  
平成 2 9 年 3 月 1 0 日

**熊本県公告第 1 9 0 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 4 月 4 日から同月 1 7 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松下 和也	天草市本渡町広瀬	天草市本町本字田原 3 0 9 2 番 4
松下 靖文	天草市本町本	天草市本町本字平 3 0 3 番 1 ほか 3 筆
岩下 龍志	天草市天草町高浜南	天草市天草町高浜北字入角 5 6 4 8 番ほか 6 筆
小嶋 一穂	天草市本渡町本戸馬場	天草市五和町城河原二丁目字本戸道 4 番
永野 泰朋	上天草市松島町教良木	上天草市松島町教良木字丸塚 4 2 8 0 番 1

2 申請年月日  
平成 2 9 年 3 月 1 3 日

**熊本県公告第 1 9 1 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 4 月 4 日から同月 1 7 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社木村デー リィファーム	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町新田字江上 6 1 6 番ほか 1 筆
前橋 勝	八代郡氷川町新田	八代郡氷川町新田字豊ノ内 1 1 4 番ほか

		4 筆
濱田 洋輔	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町野津字西大鳥 2 5 5 6 番 1 ほか 7 筆
金山 積	天草市河浦町河浦	天草市河浦町河浦字浜ノ原 1 6 9 8 番 6
堤内 豊喜	天草市佐伊津町	天草市本町本字釜平 6 9 9 8 番 1

2 申請年月日  
平成 2 9 年 3 月 1 6 日

**登載依頼**

**熊本県教育委員会告示第 4 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 競争入札に付する事項  
実習船「熊本丸」代船建造工事
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県告示第 5 2 1 号。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」で登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要な書類を添付し(2) に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
この公告の日から平成 2 9 年 4 月 1 8 日（火）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 3 1 年 1 0 月 1 日から平成 3 1 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）までに行う。

**熊本県教育委員会公告第 6 号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 9 年 4 月 4 日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務の名称及び調達物品  
実習船「熊本丸」代船建造工事  
漁業実習船 1 隻
  - (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育総務局施設課施設管財係（熊本県庁行政棟新館 6 階）  
郵便番号 8 6 2 - 8 6 0 9 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 7 1 5  
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 4 - 9 1 1 6
  - (3) 業務に係る入札担当部局

- 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
- (4) 業務委託の内容  
入札説明書、熊本県立天草拓心高等学校漁業実習船建造仕様書等による。
- (5) 委託期間  
契約締結の日から平成30年12月28日（金）まで
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている入札者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、5(3)アの電子入札システム承認を受ける承認システム障害により、電子入札の続行が不可能と認められる者、登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者、ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額  
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書未定の金額に当該金額の10分の8を相対する金額を加算した金額（当該金額とするか否か）を基礎とし、消費税及び地方消費税の108分の100に相当する金額により入札するものと。入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書未定の金額に当該金額の10分の8を相対する金額を加算した金額（当該金額とするか否か）を基礎とし、消費税及び地方消費税の108分の100に相当する金額により入札するものと。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。）により入札参加資格を有すると決定された者（有している場合、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者が、本入札に参加するたため入札参加資格申請内容変更届による登録の変更が必要ない場合は、次のアの場合も以降も随時受け付けるが、3(3)の確認ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間 公告の日から平成29年4月18日（火）午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階） 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなした者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けて委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする船舶を複数建造した実績を有する者であること。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある造船業者でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請  
(1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たすことであることの確認を受けするため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする船舶を複数建造した実績を証明する書類（契約書及び仕様書の写し）  
ウ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある造船業者でないことを証明する書類（役員及び株主（出資者）調書）
- (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1) アからウに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1) アに添付する(1) イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1) イ及びウの書類の目録を(1) アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イ及びウの当該書類は提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約締結権限のない者のICカードを使用し提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間  
公告の日から平成29年5月2日(火)午後5時まで

(4) 提出先  
1 (3) に掲げる入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班

(5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 建造仕様書及び一般配置図の閲覧  
建造に係る建造仕様書及び一般配置図等は、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間  
公告の日から平成29年5月15日(月)午後5時まで(閉庁日を除く。)とする。

(2) 閲覧場所  
1 (2) に同じ。

5 入札手続等

(1) 入札仕様書等に対する質問の受付期間  
1 (2) に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年5月2日(火)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる発注・契約担当部局において公告の日から平成29年5月16日(火)まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成29年5月15日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成29年5月16日(火)午前10時

(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年5月15日(月)(必着)までに1(3)に掲げる入札担当部局(熊本県出納局管理調達課管理班)へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きしたうえで、業務の名称を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
- イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 6 契約について
  - (1) 契約書の作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日をもとめて定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日をもとめて定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
  - ア 納付期限 6(3) に掲げる期限
  - イ 提出場所 1(2) に掲げる業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育総務局施設課施設管財係
- 7 仮契約の締結  
本契約の締結については、熊本県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし議決を得たときに契約が成立するものとする。
  - (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に落札者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者（1）により仮契約を解除することができる。
  - (2) (1) により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- 8 その他
  - (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
  - (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 問合せ
  - (1) 問合せ先
    - ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること  
（本公告に係る発注・契約担当部局）  
熊本県教育庁教育総務局施設課施設管財係  
電話番号 096-333-2715  
ファックス番号 096-384-9116
    - イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
    - ウ 電子入札システムの操作方法に関すること  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
  - (2) 受付時間  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する

る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

10

S u m m a r y

- (1) Name and Content of Consignment  
Fisheries Training Vessel Unit
- (2) Date and Place for tender  
Date: May, 16th, 2017, 10:00a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Facilities and Rolling Stock Industries Division Board of Education  
Prefectural Office of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,  
862-8609, Japan  
Phone:096-333-2715 Fax:096-384-9116
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen